2025年10月８日

各　　位

会 社 名　株式会社ユーザーローカル
代表者名　代表取締役社長　　伊藤　将雄
（コード：3984　東証プライム市場）
問合せ先　取締役 CFO　管理部長　岩本　大輔
（電話番号　050－3204－2167）

当社取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025年11月７日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式50,000株
(3) 処分価額	1株につき 2,025 円
(4) 処分価額の総額	101,250,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役８名（※）　50,000株 （※）監査等委員である取締役を含みます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2024 年９月 20 日開催の第 19 回定時株主総会における決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査等委員である取締役に対しては、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております（なお、同決議は、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、2021 年９月 22 日開催の第 16 回定時株主総会において導入された本制度を変更するものです。）。

また、第 19 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）について年８万株以内、監査等委員である取締役について年２万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調

整します。）とし、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の内枠で、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）について年額100,000千円以内、監査等委員である取締役について年額 25,000 千円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を３年から６年間の範囲で取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）５名に付与される金銭報酬債権及び本日開催の当社の監査等委員会の決議に基づき当社の監査等委員である取締役３名に付与される金銭報酬債権の合計101,250,000円を付与し、これを現物出資の目的として（募集株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,025円）、本自己株式処分として当社の普通株式50,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を以下の(１)のとおり設定いたしました。

対象取締役は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、本自己株式処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、以下の(ⅰ)乃至(ⅱ)に定める期間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（ⅰ）本割当株式のうち２分の１　2025年11月７日（払込期日）から2028年11月７日までの間（以下「譲渡制限期間ⅰ」といいます。）

（ⅱ）本割当株式のうち２分の１　2025年11月７日（払込期日）から2029年11月７日までの間（以下「譲渡制限期間ⅱ」といいます。）

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、（１）(ⅰ)に係る本割当株式については譲渡制限期間ⅰ中、（１）(ⅱ)に係る本割当株式については譲渡制限期間ⅱ中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に、死亡又は傷病に起因する職務遂行不能により当該地位を喪失した場合又は休業等をした場合は、当該対象取締役の職務遂行期間に応じて、所定の計算に従った株数につき、本譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

2029年11月７日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、合理的に算出した株数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、対象取締役に支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年10月７日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,025円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　　上